

特定非営利活動法人こうち被害者支援センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人こうち被害者支援センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を高知県高知市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、犯罪等による被害者及びその遺族又は家族（以下「被害者等」という。）に対する法的支援を含む直接支援、精神的支援その他各種支援活動を行い、社会全体による被害者等に対する支援意識の高揚、被害者等の権利利益の保護並びに被害の早期回復及び軽減に資するとともに、支援活動を通じて地域社会の安全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 消費者の保護を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 被害者等に対する電話相談事業及び面接相談事業
- (2) 物品の供与又は貸与、各種付添活動を含む役務の提供等の方法による被害者等

に対する直接的支援事業

- (3) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業
- (4) 精神的被害に対するカウンセリング及び医療的処置を支援する事業
- (5) 経済的・精神的被害回復についての法的救済措置並びに二次被害に対する対応及び軽減にかかる支援事業
- (6) 被害者自助グループへの支援事業
- (7) 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業
- (8) 被害者等の実態に関する調査及び研究事業
- (9) 前各号に掲げる事業に従事する者の募集並びに養成及び研修事業
- (10) 被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動
- (11) 前各号に掲げるもののほか、第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種類)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）に定める社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、法人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、理事会において推薦された個人、法人及び団体

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、センター申込手続等に関する規程に基づき、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の手続をとって入会の申込みを行った者の入会を認めないときは、速やかに、その旨を申込者に対し通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、特定非営利活動法人こうち被害者支援センター会費規程に定める会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出するなど退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人若しくは団体

が解散したとき。

- (3) 正当な理由なく継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 法第20条各号所定の者であることが判明したとき。

(退会)

第10条 会員は、退会する旨の届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事長は理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は第3条の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納めた会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員等

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上12人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務及び財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会及び所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事会に出席し、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、法定の定数が欠けた場合は直ちに、定款所定の定数の3分の1を超える者が欠けた場合は遅滞なく、それぞれこれを補充しなければならない。

(役員解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事長は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。ただし、その役員が自ら次の各号の一に該当する旨を認めて退任する場合は、この限りではない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支出することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は有識者の中から、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の求めに応じて、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問には、費用を支出することができる。
- 5 前項の規定に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種類)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動計算書
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) その他法に定める事項及びこの法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。理事長が14日以内に臨時総会

を招集しないときは、理事会の決議に基づき他の理事が臨時総会を招集することができる。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、法又はこの定款に特に規定するものの他は、議長を除く出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法（以下「書面等」という。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、次条第1項第2号及び第51条第1項を適用するについては、総会に出席したものとみなす。
- 4 議決事項について、特別の利害関係を有する正会員は、表決権を有せずかつその議事の議決に加わることができない。前項を適用するにあたっては、出席者とみなさない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名し、かつ押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面等により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその重大な事由による変更
- (2) 役員の職務
- (3) 会費の額
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) 法又はこの定款に定める事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から

10日以内に理事会を招集しなければならない。理事長が10日以内に招集しないときは、他の理事が招集することができる。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、議長を除く出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決事項について、特別の利害関係を有する理事は、表決権を有せずかつその議事の議決に加わることができない。第36条、第37条第2項及び次条第1項第2号を適用するにあたっては、出席者とみなさない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名し、かつ押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面等により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 理事会の決議があったとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(経費の支出)

第43条 この法人の経費は、資産をもって費用を講じる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を得て、毎事業年度の開始前に、高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を得て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益及び費用を講じることができる。

2 前項の収益及び費用は、新たに成立した予算の収益及び費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後に予算をやむを得ず変更するなど重大な事由が生じたときは、理事長は理事会の議決を得て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録及び正味財産増減計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、かつ理事会の議決を得た上で、総会の議決を得なければならない。

2 事業報告書及び活動計算書については、事業年度終了後、3か月以内に公安委員会に提出しなければならない。

3 決算の上で剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(新たな債務の負担等)

第 49 条 予算をもって定めるものの他、法人が借入金を起こすなど新たな義務を負担し、又は権利を放棄をしようとするときは、理事会の議決を得た上で総会の承認を得なければならない。

第8章 事務局

(事務局及び事務局職員)

第 50 条 この法人の事務を処理するため事務局を置き、事務局長その他の事務局職員（以下「事務局職員」という。）を置く。

2 事務局職員は、理事長が任免する。

3 事務局職員は、原則として給与を受けるものとする。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散、合併

(定款の変更)

- 第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の賛成による議決を得なければならない。
- 2 前項の議決は、法第 25 条第 3 項所定の軽微な事項を除き、所轄庁の認証を得なければ効力を生じない。
- 3 前項所定の軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届けるものとする。

(解散)

- 第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により、この法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の賛成による総会の議決を経なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければその効力を生じない。

(残余財産の帰属)

- 第 53 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により選定したこの法人と類似の目的を有する団体に譲渡するものとする。

(合併)

- 第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の賛成による議決を得た上で、所轄庁の認証を得なければその効力を生じない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

- 第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 11 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、法人の事業を遂行するために必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める細則による。

附 則

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 6 月 30 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第 51 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる年会費の額とする。

(1) 正会員	個人	1 口	2,000 円 (一口以上)
	法人・団体	1 口	10,000 円 (一口以上)
(2) 賛助会員	個人	1 口	2,000 円 (一口以上)
	法人・団体	1 口	10,000 円 (一口以上)
- 6 この法人は、金額のいかんにかかわらず、寄附を受けることができる。

附 則

この定款の一部改正は、平成 24 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この定款の一部改正は、平成 25 年 10 月 2 日から施行する。

附 則

この定款の一部改正は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この定款の一部改正は、平成 30 年 7 月 4 日から施行する。

ただし、第 55 条の変更については、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 70 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則

この定款の一部改正は、令和 3 年 7 月 5 日から施行する。

